

平成 28 年
1 月 1 日
第 114 号

全植検協通報

《 発 行 》

一般社団法人全国植物検疫協会
東京都千代田区内神田 3-4-3
Tel 03 (5294) 1520



神田明神

新年を迎えて

会長 花島 陽治

新年明けましておめでとうございます。年の始めにあたり会員並びに関係者の皆様にとって本年が良い年でありますよう心からお祈りいたします。

また、皆様からは当協会へ特段のご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、中国経済の変調による世界経済の不安定化や複雑な中東情勢を背景にイスラム過激派と思われる勢力による大規模なテロ事件が頻発するなど落ち着かない一年となり、また、大量の難民の発生から国境管理の重要性が再認識される年ともなりました。

わが国の植物検疫にとっては、昨年は 8 月に北海道でシロシストセンチュウが初確認され、他方、9 月以降南西諸島においてミカンコミバエ種群が継続的に誘殺されるなど課題の多い年となりました。一方、TPP 大筋合意を受け農林水産物貿易障壁の低下が見込まれ、

一層の農林水産物輸出拡大を目指す動きの中で輸出植物検疫体制の拡充も求められております。

近年においては、輸出こん包材の消毒証明事業は順調なものの消毒証明書の発行件数の減少傾向が続き、また、当会会員である協会の多くは木材輸入量や消毒数量の減少等に伴う業務量減少に直面していることから当協会の経営は厳しさを増しておりますが、今後とも経費の節減などを通じ健全な運営に努めていきたいと考えております。

このような状況の下においても昨年 1 年間の業務を無事に終了できたことは、ひとえに会員各位のご協力の賜であり、深く感謝申し上げます。

今後とも皆様のご指導、ご支援をよろしくお願い致します。

木材および木材こん包材の検疫処理に関する「植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）」の改正提案について

今回の一回目の ISPM の改正協議にかけられた案は、木材および木材こん包材に関する検疫処理の基準にフッ化スルフリル処理を追加し、誘電加熱処理にラジオ波（高周波）が含まれることを明らかにするためのものである

木材および木材こん包材に関する検疫処理の基準には、国際貿易における木材こん包材の規制を目的とする法的規範性の強い ISPM15 の「附属書」と各国が規制有害動植物のための植物検疫処理を規定する際の参考とするべきものとしての性格をもつ ISPM28 の「附属書」の二つがある。

このように ISPM15 と ISPM28 では法的規範性が異なるが、今回は双方に共通の内容が適用可能として実質同等の案が提案されている（図1）。

ISPM28: 規制有害動植物のための植物検疫処理		
ISPM15: 国際貿易における木材こん包材の規制		
検疫処理方法	ISPM28 (付属書) 木材・丸太	ISPM15 (付属書) 木材こん包材
フッ化スルフリルくん蒸処理	新規追加 (2本)	新規追加
加熱処理		
キルンドライ等	—	既存
誘電加熱	新規追加	既存(変更)
臭化メチルくん蒸処理	—	既存

図1 農水省 HP による（一部改変）

これらの基準の現実場面での適用可能性について考えてみると、フッ化スルフリルは処理コストが高くなることが予想され、また、現場における取り扱いが難しいことなどから実用化される場面は限定されるものと思われる。なお、今回の処理基準案 ISPM28 ではマツノザイセンチュウを対象に含む場合とそれ以外で基準案が異なっており、包括的な基準案とした ISPM15 と表現が異なる結果となり実質同等ではあるもののわかりにくいものとなっている。一方、誘電加熱処理については、理論的可能性はともかく現場での実用性については従来から困難があるとされており、この改正で普及が進むとは考えがたいところがある。

それぞれの基準案提案の概要は以下のとおりである。

ISPM15：国際貿易における木材こん包材の規制（2006-010A&B）

木材こん包材の規制については ISPM15 に定められており、木材こん包材に関する承認された処理（植

物検疫措置）は ISPM15 の附属書に定められている。現在の附属書では、従来の蒸気又はキルンドライ加熱室を利用する熱処理（マーク用の処理コード：HT）、誘電加熱を利用する熱処理（DH）および臭化メチル処理（MB）の3種類の処理が認められている。今回新たにフッ化スルフリル処理を追加し、また、誘電加熱処理を修正するため、現在の ISPM15 附属書の改正を行おうとするものである（図2）。

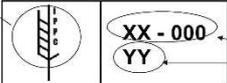
**国際貿易における木材こん包材の規制
(ISPM15) 附属書案**
木材こん包材のフッ化スルフリルくん蒸及び誘電加熱処理





処理済の木材こん包材には、以下のマークを表示

シンボルマーク



XX: ISOの国コード - 固有番号
YY: 処理に応じてHT, MB, DH

図2 農水省 HP による（一部改変）

・フッ化スルフリルくん蒸処理（マーク用の処理コード：SF）

処理基準 フッ化スルフリルによる木材こん包材のくん蒸はくん蒸処理の温度条件ごとにそれぞれ24時間以上または48時間以上で以下の最小CT値および最終残存ガス濃度を達成しなければならない。

温度および時間	最小CT値 (g・h/m ³)	(最終残存) 最小濃度 (g/m ³)
20℃以上48時間	3,000	29
30℃以上24時間	1,400	41

・木材の誘電加熱処理

処理基準の誘電加熱の例示にラジオ波（高周波）を加え、「誘電加熱（たとえばマイクロ波、ラジオ波を用いる。）による処理は木材に対し1分間、木材の全面が最低60℃となるよう加熱されなければならない。」とする（図3）。

なお、規制有害動植物のための植物検疫処理についての規定としては別途 ISPM28 があり、具体的な検疫処理方法は ISPM28 の附属書で規定されていることから、下記のとおり ISPM28 附属書の改正が同

時に行われることになる。

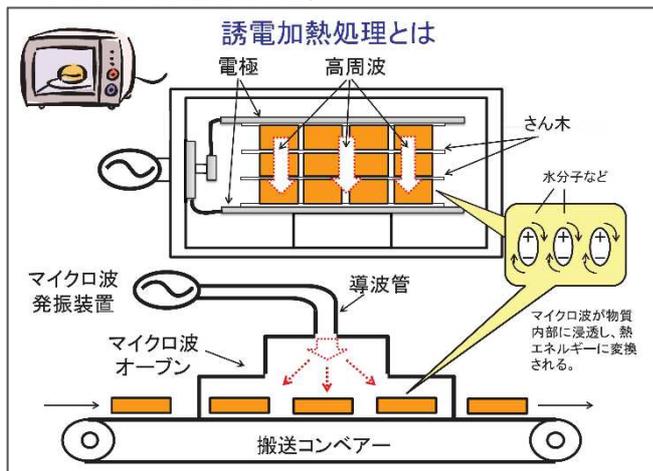


図3 農水省 HP による（一部改変）

温度	最小CT値 (g・h/m ³)	(最終残存) 最小濃度 (g/m ³)
15℃以上	3,200	93
20℃以上	2,300	67
25℃以上	1,500	44
30℃以上	1,400	41

・マツノザイセンチュウ及び昆虫に対する剥皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸処理 (2007-101B)
 処理基準 断面 20cm 以下で含水率 60% 以下の剥皮木材に対するフッ化スルフリル 24 時間以上または 48 時間以上くん蒸処理の温度条件ごとに必要とされる最終残存ガス濃度および最小 CT 値は以下のとおり。

・木材の誘電加熱処理 (2007-114)

温度および時間	最小CT値 (g・h/m ³)	(最終残存) 最小濃度 (g/m ³)
20℃以上48時間	3,000	29
30℃以上24時間	1,400	41

処理基準 誘電加熱（たとえばマイクロ波、ラジオ波を用いる。）による処理は木材に対し1分間、木材の全面が最低 60℃ となるよう加熱されなければならない。

ISPM28：規制有害動植物のための植物検疫処理 附属書案

・昆虫に対する剥皮された木材のフッ化スルフリルくん蒸処理基準 (2007-101A)

処理基準 断面 20cm 以下で含水率 60% 以下の剥皮木材に対するフッ化スルフリル 24 時間以上くん蒸処理の温度条件ごとに必要とされる最終残存ガス濃度および最小 CT 値は以下のとおり。



植物防疫課が第4次改正案を公表

輸入植物検疫措置等の見直しについて、第4次改正の案が平成 27 年 12 月 14 日農水省植物防疫課から公表された。その概要は以下のとおりであり、その詳細な内容は農水省消費安全局の植物検疫に関するホームページ（以下のアドレス）に掲載されている。

既に同年 12 月 15 日付けで SPS 通報もされており、今後は平成 28 年 1 月以降パブリックコメントの手続き、公聴会の開催を経て植物防疫法施行規則の改正等が予定されている。

輸入検疫の対象となる病虫害及び輸入植物検疫措置の見直し

http://www.maff.go.jp/j/syouan/keneki/kikaku/minaoshi_4ji.html

1 改正の趣旨

(1) 植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）においては、有害動物及び有害植物（以下「有害動植物」という。）のうち、まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがあるものを検疫有害動植物と指定し、輸入検疫措置を実施している。具体的には、科学的な根拠に基づく有害動植物のリスクアナリシス（以下「リスクアナリシス」という。）の結果に従って、

① 検疫有害動植物のリスト化（法第5条の2）
 まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがある有害動植物であって、国内に存在することが確認されていないもの、又は既に国内の一部に存在し、かつ、国により防除が実施されているものを検疫有害動植物（以下「検疫有害動植物」という。）として、学名をもってリスト化

すること

② 輸出国での栽培地検査（法第6条第2項）
 輸入時の検査では発見が困難であるが栽培地における検査では発見が容易である検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、栽培地検査（当該植物の栽培地において輸出国の政府機関により行われる検疫有害動植物の付着の有無の検査をいう。以下同じ。）の結果当該検疫有害動植物が付着していないことを確認等した旨を記載した検査証明書の添付を必要とすること

③ 輸入の禁止（法第7条第1項）
 輸入時の検査では発見が極めて困難であるなど特にリスクの高い検疫有害動植物の寄主植物について、特定の地域から輸入される場合は、原則として輸入の禁止の対象とすること

④ 廃棄、消毒等の処分（法第9条第1項）

輸入時の検査の結果、検疫有害動植物の付着があった場合は、植物の廃棄、消毒等の処分を行うこと等の輸入検疫措置を実施している。

また、国内に侵入している検疫有害動植物のまん延を防止するため、特定の地域内にある当該検疫有害動植物の寄主植物については、他の地域への移動制限や移動禁止等の国内検疫措置を実施している（法第16条の2第1項及び法第16条の3第1項）。

（2）これらについては、効果的かつ効率的な植物検疫措置を実施するため、我が国における輸入植物の種類や輸出国が増加・多様化していることを踏まえた定期的なリスクアナリシスを行い、その結果に基づいて継続的・段階的に内容を見直すこととしている。

今般、その一環として植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）及び関係告示について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

（1）検疫有害動植物のリストの見直し（規則第5条の2及び別表1関係）

検疫有害動植物については、規則別表1において、

① まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが明らかであるもの（規則別表1の第1の1及び第2の1）

② まん延した場合に有用な植物に損害を与えるおそれがないことが確認されていないものとして農林水産大臣が指定するもの（規則別表1の第1の2及び第2の2）に区分して定めている。②については、その具体的内容を平成23年3月7日農林水産省告示第542号（以下「指定告示」という。）において、

ア リスクアナリシスが終了していない有害動植物については、暫定的に検疫有害動植物として規定し（指定告示第1号の表の1及び第2号の表の1）、

イ アの有害動植物に属するもののうち、リスクアナリシスが終了し、輸入検疫措置を講ずることが不要と判断された有害動植物については、まん延した場合に有用な植物に損害を与えることが確認されていない有害動植物から除かれる有害動植物（以下「非検疫有害動植物」という。）として規定している（指定告示第1号の表の2及び第2号の表の2）。

今回の改正においては、①について、規則別表1を別紙1のとおり見直し、②について、指定告示を別紙2のとおり見直すこととする。

（2）栽培地検査の対象とする地域、植物及び検疫有害動植物の組合せ（規則第5条の4及び別表1の2関係）

規則別表1の2について、別紙3のとおり見直すこととする。

（3）輸入の禁止の対象とする地域及び植物の見直し（規則第9条、別表2及び別表2の2関係）

輸入の禁止の対象とする地域及び植物について、

① 規則別表2において、全面的に輸入の禁止の対象とする地域及び植物を規定し、

② 規則別表2の2において、一定の基準（以下「除外基準」という。）を満たす場合を除き輸入の禁止の対象とする地域及び植物並びに除外基準を規定している。

今回の改正においては、規則別表2を別紙4のとおり、規則別表2の2を別紙5のとおりそれぞれ見直すこととする。

（4）廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物

輸入検疫措置の具体的な手続等については、輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号。以下「規程」という。）で定めており、輸入時の検査の結果、検疫有害動植物（規則別表2に掲げるものを除く。）が発見された場合における廃棄、消毒等の処分の内容については、規程別表第2において規定している。

今回の改正においては、（1）の見直しに伴い、廃棄、消毒等の処分の対象とする検疫有害動植物について、規程別表第2を別紙6のとおり見直すこととする。

（5）国内において移動制限及び移動禁止の対象となる検疫有害動植物の寄主植物の組合せ（規則第35条の2、第35条の4及び別表3関係並びに第35条の7及び別表6関係）

（3）の見直しに伴い、国内での移動制限及び移動禁止の対象とする植物について、規則別表3及び別表6について、別紙7のとおり見直すこととする。

（6）その他関連告示（規則別表2の農林水産大臣が定める基準）

（3）の見直しに伴い、規則別表2の農林水産大臣が定める基準（「アルゼンチンから発送されるグレープフルーツ、スイートオレンジ（バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。）、レモン、エレンデル、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に係る農林水産大臣が定める基準（平成15年4月25日農林水産省告示第720号）」等）を別紙8のとおり見直すこととする。

3 施行期日

植物検疫措置の新たな導入及び改正に伴い規制を強化する場合は、国際的な取決めにより一定の周知期間を設ける必要があることから、公布の日から起算して6月を経過した日とする。

ただし、2の（2）の栽培地検査に係る改正については、更に各国の栽培時期を考慮し、公布の日から起算して1年を経過した日とする。また、非検疫有害動植物の指定、規制の対象地域や対象植物の削除等に係る改正については、規制を緩和するものであり、各国との関係で速やかな施行が望ましいことから、公布の日とする。

4 今後のスケジュール（案）

平成27年

12月各国へのSPS通報（コメント期間60日間）

平成28年1月以降、

行政手続法（平成5年法律第88号）に基づくパブリックコメントの募集、法に基づく公聴会の開催等の所定の手続を経て、規則等の改正を実施

~~~~~ 事務局 便 り ~~~~~

【今後の行事予定】

平成 28 年 2 月 4 日（木）植物検疫全国研修会（東京港芝浦サービスセンター、9 時～）

平成 28 年 2 月 25 日（木）第 4 回業務企画委員会（全農葉 9 階会議室、14 時～）

平成 28 年 3 月 16 日（水）第 12 回理事会（ホテル ラングウッド<日暮里>、15 時～）

平成 28 年 5 月中旬（予定）第 13 回理事会（書面決議）

平成 28 年 6 月 15 日（水）第 14 回理事会（ホテルラングウッド、14 時～）及び第 5 回定時社員総会（同、15 時～）